

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 ha 1215.6 (1208.1)	虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地内 7.5ha 増
準防火地域	約 ha 778.3 (785.8)	虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地内 7.5ha 減
合 計	約 ha 1,993.9 (1,993.9)	

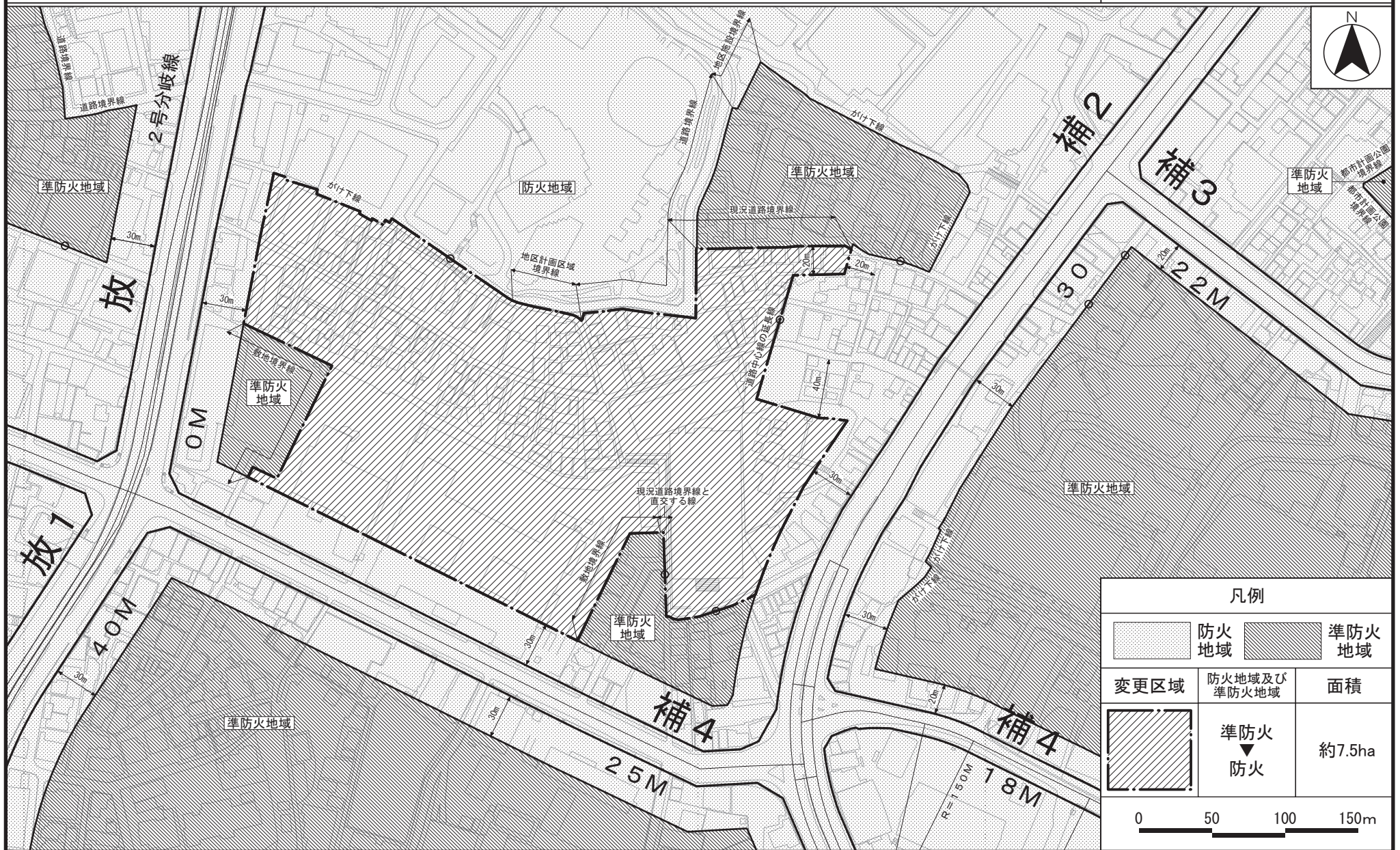
「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由 : 虎ノ門・麻布台地区地区計画の決定及び虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
虎ノ門五丁目及び 麻布台一丁目各地内	準防火地域	防火地域	約 ha 7.5	

東京都市計画防火地域及び準防火地域 計画図



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第54号・MMT利許第27039号-78）無断複製を禁ずる。
（承認番号）28都市基街都第111号、平成28年7月12日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

また、本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木）」に位置し、地域整備方針では、中央官庁街に近接し、大使館等が数多く立地する地域において、環状2号線の整備とその沿道土地利用の促進を図るとともに、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成していくこととされている。

さらに、「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（平成24年12月）」では、住み続けられる居住環境の整備とともに、にぎわいや活気を生み出す業務・商業施設の整備により、魅力的な市街地を形成していくこととされている。

今回、虎ノ門・麻布台地区地区計画及び虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業の決定に関し国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めることに伴い、都市防災上の観点から検討した結果、面積約7.5ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。